国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条第二項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項及び第五十五条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第一項第二号及び第三号並びに第二十条第一項第二号及び第三号、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条第二号、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第三十九条第二項並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第四十六条第一項ただし書及び同条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表一級の項第一号中「

両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの	

」を

次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの	

」に改め、同項第四号及び第五号中「すべて」を「全て」に改め、同表二級の項第一号中「

両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの	

」を

次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの	

」に改め、同項第五号中「すべて」を「全て」に改め、同表二級の項第一号中「

両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの	

」を

次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	

」に改め、同項第九号から第一一号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

一　次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの ロ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下に減じたもの ハ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下に減じたもの	

別表第一第四号中「脊（せき）柱」を「脊柱」に改める。

別表第二第一号中「視力が」の下に「それぞれ」を加え、同表第四号中「又は両眼の視野が一〇度以内の」を「、ゴールドマン型視野計による測定の結果、Ⅰ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が一〇〇点以下若しくは両眼中心視野視認点数が四〇点以下に減じた」に改め、同表第九号中「脊（せき）柱」を「脊柱」に改める。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正）

第三条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表一級の項中「

一　両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの	

」を

一　次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの	

」に改め、同項第三号中「両上肢（し）」を「両上肢」に改め、同項第四号中「両下肢（し）」を「両下肢」に改め、同表二級の項中「

一　両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの	

」を

次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	

」に改め、同項第九号から第一一号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。